

業務委託仕様書

委託事業名：石垣市ひとり親家庭自立促進計画策定業務

1. 業務の目的

ひとり親家庭の実態に鑑み、子育て・生活支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援などひとり親家庭等の自立に向けた多様な支援策を推進するため「石垣市ひとり親家庭自立促進計画」（以下「計画」という。）を策定することを目的とする。

計画策定にあたり、ひとり親家庭に係る本市の諸施策の現状確認及び評価、ニーズ調査実施、結果分析及び課題整理等を行う等、ひとり親家庭を取り巻く情勢に真摯に向き合い問題点とその背景要因の把握に努めるとともに、地域特性や近年の財政状況を鑑みより効果的な支援メニューの創設を図る必要がある。

2. 委託業務内容

(1) 計画策定に係る諸施策の実績報告の点検・整理

各課等からの実績報告について、施策の現状と課題の分析を行うものとする。

(2) 基礎データ等の収集・整理・分析

本市が提供する児童扶養手当受給者に係る所得データ等について統計・分析を行い、沖縄県ひとり親家庭世帯実態調査や全国母子世帯等調査、その他国が公表している統計調査、白書、年次報告書等の既存資料をもとに本市のひとり親家庭に関する施策の現状と課題の分析を行うものとする。

(3) アンケート調査の実施、集計・分析、調査報告書（原稿）の作成

① アンケート調査の実施・結果分析

ひとり親家庭におけるニーズや解決すべき課題等を把握するために、児童扶養手当等受給者へアンケート調査を実施し、その結果分析を行う。

② 関係課・関係団体等のヒアリング、ワークショップ等の実施

関係課・関係団体等のヒアリング、ワークショップ等を実施し、本市のひとり親に係る諸施策の現状確認・評価、ひとり親家庭の支援ニーズに応える資源量の把握等を行う。

③ 調査報告書（原稿）の作成

前項及び前述①及び②を活用するため、調査報告書としての取りまとめ（原稿作成）を行う。

(4) 上位・関連計画等との整合性の整理

本市の最上位計画である第4次石垣市総合計画との関連に留意し、計画の位置

付け等を整理する。

また、国・県の動向や他自治体の取組内容等にも留意しつつ、本市の実情に則した計画案を策定する。

- (5) 課題整理及び指標作成等の実施、施策展開の提案
上記(1)から(4)を踏まえ課題整理を行い、施策展開について提案する。
- (6) 計画書取りまとめサポート
計画書素案の作成及び計画書の印刷製本を行う。
- (7) 計画素案に対するパブリック・コメント実施に係る必要な支援、資料提供等
市ホームページや市報を通して計画素案に対するパブリック・コメントを実施するが、そのために必要な支援、資料提供等を行う。
- (8) 計画策定委員会、庁内の作業部会等への参加運営サポート(10回程度)
有識者や関係団体等の委員で構成する「石垣市ひとり親家庭自立促進計画策定委員会」、庁内の作業部会等に参加し、事務局への必要な助言、資料提供、議事概要の作成・整理等を行う。

3. 委託期間

委託契約締結日から平成30年3月23日まで

4. 成果品

成果品は以下のとおり提出するものとし、様式、表示方法、編集、納品期限等については、担当職員と協議して決める。なお、電子媒体もあわせて納品する。

- ① 石垣市ひとり親家庭自立促進計画 50部
※A4版(100頁程、表紙カラー、本文白黒)
- ② 石垣市ひとり親家庭自立促進計画概要版 100部
※A4版(8頁程、フルカラー)、概要版についてはルビを振ること。
- ③ 調査報告書 50部
- ④ その他関係資料

5. 納品場所

石垣市役所福祉部児童家庭課

6. 成果の帰属及び秘密保持

- (1) 本業務により得られた成果、著作権は石垣市に帰属する。
- (2) 本業務に関し、受託者が石垣市から受領し又は閲覧した資料等は、石垣市の了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 個人情報について、関連各法及び石垣市個人情報保護条例を遵守すること。

7. その他

- (1) 事業実施にあたっては、石垣市に進捗状況を適宜報告するとともに、本仕様書に明記されていない事項、又は質疑・変更等が生じた場合は、担当職員と協議の上、決定しなければならない。
- (2) 成果品の引渡し後において、受託者の責に帰すべき誤りが発見された場合は、受託者の負担において速やかに修正しなければならない。